

生徒が兵庫県内の公立学校に通っている場合の案内です

令和元年度

兵庫県教育委員会

奨学のための給付金のご案内(国立・公立)

1. 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等がいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付金制度です。
- 給付金を受けるためには、毎年、申請手続きが必要です。
- 高等学校等就学支援金制度とは別に申請手続きが必要です。ご注意ください。

2. 申請できる方

令和元年7月1日(基準日)現在、兵庫県内に在住している保護者等で次の支給要件を全て満たす方(県外在住の方は、お住まいの都道府県(例:大阪府在住→大阪府教育委員会)にお問合せください。)

<支給要件>

- 平成26年度以降に入学した生徒が、基準日現在も在籍していること
(一人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回(定時制又は通信制課程の場合は4回)を上限として支給します。)
- 生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
(世帯状況や通う学校の課程によって給付額が異なります。)

3. 申請手続き

① 申請用紙を取得

6月中旬以降に各高等学校を通じて配布する予定です。

② 申請用紙に記入

申請用紙に必要な事項を記入し、必要な添付書類を準備します。
添付書類は、「6. 支給額(年額)必要書類」を参照してください。

③ 申請用紙を提出

在学する学校へ提出してください。

4. 給付額(生徒一人あたり年額)

32,300円～129,700円

※給付額は世帯状況等によって変わります。詳しくは「6. 支給額(年額)必要書類」を参照してください。

5. 給付時期(予定)

令和元年10月～12月頃

(申請書提出時期、審査状況によって遅れる場合があります。)

6. 支給額(年額)・必要書類

| 世帯区分 | 生活保護 (生業扶助) 受給世帯 | 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯 | | |
|------|------------------------|-----------------------------------|---------|----------|
| | | 通信制 | 全日制・定時制 | |
| | | | 第1子 | 第2子以降 |
| 支給額 | 32,300円 | 36,500円 | 82,700円 | 129,700円 |

申請区分に応じて、申請に必要な以下の書類を提出してください。(○:必ず提出 △:該当する場合のみ提出)

| 必要書類 | 申請区分 | | | |
|--|------|---|---|-----|
| | ① | ③ | ② | ④・⑤ |
| ○奨学のための給付金受給申請書(様式1) ※表裏2面 ※ボールペンで記入 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2) (様式2を福祉事務所等に持参し、発行を依頼) ※令和元年7月1日以降に発行されたもの ※令和元年7月1日現在の”生業扶助の措置状況”が確認できる場合は、福祉事務所等が発行する「生活保護受給証明書」で代用可 | ○ | — | — | — |
| ○課税証明書・非課税通知書等 ※保護者等全員分が必要 ※特別徴収税額決定・変更通知書、納税通知書でも可 ※「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書の写しでも可 | — | ○ | ○ | ○ |
| ○生徒本人の健康保険証の写し ※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出 | — | ○ | ○ | ○ |
| ○兄弟姉妹の健康保険証の写し ※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出 | — | — | — | ○ |
| ○兄弟姉妹の奨学給付金申請書の写し ※兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子以降として申請する場合 | — | — | — | ○ |
| ○委任状(様式7) ※学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者が負担すべき学校徴収金との相殺を希望する場合 | △ | △ | △ | △ |

※ 表中の「様式1・2・4・7」は、学校から配布されます。
 ※ 表中の書類以外にも必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

支給希望の人の担任の先生または中村☺まで申し出て下さい。
 できる限り7/12(金)までに申し出たけと済ませて下さい。
 申出の後、申請書類をお渡しします。